

1 歯科医師会の役割

研鑽を積み人格を保ち、公衆衛生事業を通じて社会に貢献しています。



2 組織率の重要性

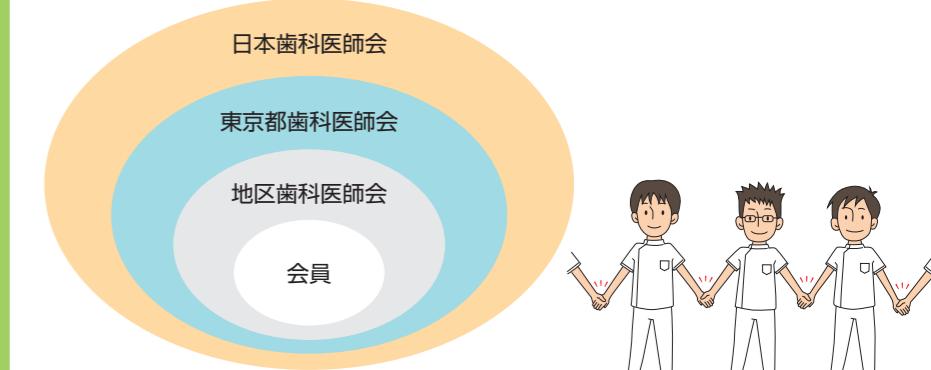
東京都歯科医師会は、昭和22年11月に公益法人として設立され、医道の高揚、歯科医学・医術の進歩発達と公衆衛生および予防医学の普及向上とを図り、社会並びに会員の福祉を増進することを目的として設立されました。

公益法人の一員として集団的公衆衛生事業を通じ、東京都民の健康に寄与しております。また、都内にある地区歯科医師会と連携をとりながら、都民の皆様に対して出来得る限りの先進の医療を提供するよう協議を重ねており、地域の方々の健康を守るという大きな使命を担っております。その公益性を理解し、公益法人の一員としての自覚を持った会員で構成されています。



3 歯科医師会の組織

歯科医師としての自覚・誇りを持ち、運営している組織です。



4 東京都歯科医師会における主な事業

1 学術関係

在京5大学における卒後研修、学術講演会を開催し、生涯研修の場を提供しています。また、都民への口腔衛生啓発活動として、講演会等を実施しています。



2 公衆衛生関係

都民の口腔保健の向上を推進するため、東京都(福祉保健局)等との連携を図り、都民への歯科口腔保健普及啓発事業を行っています。主な事業…歯と口の健康週間上野動物園行事、8020・すこやか家族、表彰事業、都民向け講演会等の実施



3 医療管理・調査関係

「安全診療・安心経営」を基本スタンスとして、歯科医業に関わる種々の事業の実施、情勢の変化に対応できる資料を収集・処理し、問題点の解決、情報提供を行っています。

4 医事処理関係

近年、医事紛争が増加しております。医事紛争事案を解決するため、嘱託弁護士を含めた医事処理常任委員会において紛争処理を行っています。

5 医事相談関係

患者様からの相談に対応するため、相談窓口を設けて対応しています。



6 医療保険関係

各種の医療保険制度を都内の各歯科保険医療機関に周知することにより、適正な制度運営に寄与し、個々の歯科医師が診療担当者としての責務を果たせるようになることを目的としています。

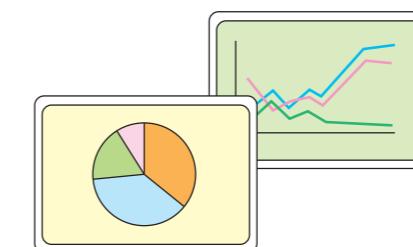
7 福祉総合保険関係

万が一、死亡、傷病、火災、災害などに遭遇した時、本会の福祉総合保険制度が大きな助けとなってくれます。



8 厚生文化関係

会員・家族・従業員の健康増進を図るため、健康ウォーキング等を実施しています。また、会員同士のコミュニケーションを図るため、囲碁、釣魚、野球等の厚生文化部を設置しています。



9 広報関係

機関紙として毎月「東京都歯科医師会雑誌」を発行しています。また、マスメディアを通じての広報活動、さらにはホームページの充実に努め、都民や会員に有益な情報を配信しています。



10 教育関係

歯科衛生士専門学校を設置し、育成した歯科衛生士を臨床現場である会員の診療所等へ紹介しています。さらに、介護に必要な東京都介護職員初任者研修資格取得の講習も行っています。



11 歯科医療融資制度

入会時納付金負担の軽減のための入会金ローン及び各種融資の斡旋を行っています。